

内閣参質二〇一第二八号

令和二年二月十四日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問に対し、別紙  
答弁書を送付する。



参議院議員浜田聰君提出神奈川県警による刑事告訴拒否に関する質問に對する答弁書

一及び二について

個別具体的な事件における捜査機関の活動内容に関わる事柄についてはお答えを差し控えるが、一般論としては、犯罪捜査規範（昭和三十二年國家公安委員会規則第二号）第六十三条第一項においては、司法警察員たる警察官は、告訴をする者があつたときは、管轄区域内の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならない旨規定されているところであり、告訴状については、御指摘の判決も踏まえ、告訴の要件を満たさないものでない限り、当該警察官においてこれを受理すべきものと認識している。